

令和6年1月15日
庁舎整備担当部

本庁舎等整備工事の工期延伸に伴う損害賠償について

1 主旨

区は、「世田谷区本庁舎等整備工事における工期遅延に関する合意書(案)」(令和5年12月5日DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会にて報告)により、工事受注者である大成建設株式会社東京支店(以下「大成建設」という。)と、違約金等の考え方、支払いフレームについて合意ができた場合、その後、具体的損害賠償の交渉を進める。世田谷区が、大成建設に請求する損害賠償に関し、現時点で想定する項目等について報告する。

2 区が大成建設に求める損害賠償の項目等

区に生じる損害の事例については、下表のとおり。損害は、今後、各工期竣工後に算出し、大成建設に対し提示しながら交渉を進める。

表：区に生じる損害の例(令和6年1月15日現在)

項目	内容等	金額	確定時期
工事監理料	工事監理料(延伸分)	合計約1億円	各工期竣工後
DX関連	新庁舎へ設置予定のサーバー機器の現庁舎への仮設置及び再移設費用等	約1.1億円	1期竣工後
	新庁舎の竣工遅れにより、必要となった情報化基盤整備の設計変更費用等		
防災システム関連	新庁舎の竣工遅れにより、追加で必要となった地域系防災行政無線システムの統制局設備保守管理料	約2,300万円	1期竣工後
庁舎維持管理関連	現庁舎フロア案内委託料、AED・給茶機等の賃借料の延伸分	約600万円	1期竣工後
工程検証等	工程検証にかかる費用	約200万円	1期竣工後
区民会館	・区民会館備品関係の保管料	約300万円	1期竣工後
	・ピアノの保管料等		
仮庁舎賃借料	・区民会館施設利用料の歳入減	約1,100万円	1期竣工後
	2期竣工後返却の二子玉川分庁舎等賃借料(延伸分)	約1億円	2期竣工後
	3期竣工後返却の梅丘分庁舎、三軒茶屋分庁舎等賃借料(延伸分)	約7億円	3期竣工後
人件費等	庁舎整備担当部職員人件費(延伸分)	数億円	3期竣工後
	各仮庁舎と本庁舎間の移動に係る費用(旅費・人件費)		2期及び3期竣工後

※金額は現時点で試算したものも含むため、今後変更の可能性あり。

※工期延伸を、2期が12か月、3期が18.5か月と仮定し、額を試算。